

令和3年度鞍手町議会第8回定例会会議録（第3号）						
令和3年12月8日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和3年12月8日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和3年12月8日 午後2時05分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
会 議 録 署 名 員	10	許 斐 英 幸		11	西 藤 典 子	

職 務	議 会 事 務 局	議 会 事 務 局 長	武 谷 朋 視	出 欠	議 会 事 務 局 次 長	長 浦 良	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	副 町 長	浅 野 彩	出 欠	
	教 育 長	外 園 哲 也	出 欠	会 計 課 長	友 澤 和 子	出 欠	
	総 務 課 長	三 戸 公 則	出 欠	建 設 課 長	柴 田 隆 臣	出 欠	
	福 祉 人 権 課 長	芝 野 英 和	出 欠	政 策 推 進 課 長	高 橋 奈 美 江	出 欠	
	税 務 住 民 課 長	藤 原 光 徳	出 欠	地 域 振 興 課 長	立 石 一 夫	出 欠	
	農 政 環 境 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 村 俊 夫	出 欠	上 下 水 道 課 長	原 敏 勝	出 欠	
	保 険 健 康 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	教 育 課 長	古 後 憲 浩	出 欠	
議 事 日 程	別 紙 の と お り						
付 議 事 件	別 紙 の と お り						
会 議 経 過	別 紙 の と お り						

令和3年第8回鞍手町議会定例会議事日程

12月8日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第89号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第90号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第91号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第92号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第93号 専決処分の承認（令和3年度鞍手町一般会計補正予算 第6号）
- 日程第6 議案第94号 令和3年度鞍手町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第7 議案第95号 令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第96号 令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第97号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和3年度固定資産税の課税免除
- 日程第10 議案第98号 庁舎等建設事業 鞍手町庁舎等建設地造成工事（1工区）請負契約の締結
- 日程第11 議案第99号 庁舎等建設事業 鞍手町庁舎等建設地造成工事（2工区）請負契約の締結

令和3年12月8日（第3日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第89号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑ありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

提案説明書に、産科医療補償制度の見直しに伴う出産育児一時金の規定が改正されたとありますが、この産科医療補償制度の見直していうのをちょっと、ご説明願いたいと思っております。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

はい、お答えいたします。この産科医療補償制度というものは、2009年1月に産科医不足の改善や、産科医療提供体制の確保を背景に安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、1つ目といたしまして、分娩に関連し発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償するもの。それから、脳性麻痺等発症の原因分析を行い同じような事例の再発防止に資する情報の提供、そういったものを目的にこの制度がつくられております。簡単に言えば保険のようなものでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

ということは国保だけではなくて、ほかの保険、健康保険についても関わっている内容であるわけですね。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

一般に会社員等が入られている社会保険の加入者が分娩する場合も、この産科医療補償制度には大体分娩機関の99.9%が加入してあるというふうなところでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第89号は、民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第89号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。次に、日程第2 議案第90号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑ありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

かねてから、子どもの均等割、これは私ぜひ、なくしてほしいということは言っておりましたので、なかなかうれしいことではありますが、未就学児の均等割の半額を補償するというこのようですか

ら、鞍手町だったら2万8,600円の半額ということは1万4,300円というようなことに減額対象でないお子さんにはなっていくということですかね。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 藤原 光徳君

はい、お答えいたします。今議員さんおっしゃいましたように、均等割につきましては、医療費分につきましては、2万1,000円が均等割がかかります。それと後期高齢者の支援分として、7,600円になりますので、合わせて2万8,600円にはなります。その約半額となりますので、あと、7割とか5割、2割軽減されている方がいらっしゃいますので、その分は軽減を引いた分の半額ということになっております。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

鞍手町では、対象者は何人ぐらい見込まれていて、そしてそれによって減額が、今さっきおっしゃったように2割とか7割とかありますが、どのぐらいの減額が見込まれるのかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 藤原 光徳君

はい、鞍手町におきまして未就学児につきましては、69人対象となっております。で、この改正前につきましては均等割の合計は69人、につきましては、114万1,140円となっております。その半額となりますので、57万570円これが減額の対象となっております。以上です。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第90号は、民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第90号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第91号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第91号は、民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第91号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第92号 鞍手町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第92号は、民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第92号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。
次に、日程第5 議案第93号 専決処分の承認令和3年度鞍手町一般会計補正予算第6号を議題とします。

まず、歳出より質疑を受けします。補正予算に関する説明書の10頁をお開きください。3款 民生費について、10頁から11頁まで質疑ありませんか。

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

はい。まず今回のこの予算執行について支給対象者が18歳以下というふうに理解をしておりますが、ほかに条件があるのかないのか。もし、あるんだったらその辺を教えてくださいと思います。例えば、青年擬制による婚姻者、一度青年擬制を受けた者が婚姻関係が18歳以下でなくなったとしても、それはそのまま継続するというのが民法上の理解だというふうに理解をしております。さらに、18歳以下で社会人として働いている方、こういう方が対象になるのか否か。ほかに条件等があればそれもあわせて教えてください。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 芝野 英和君

はい、お答えいたします。まず支給対象となる方でございますが、これを令和3年9月分の児童手当の受給者及び高校生相当児を養育している者であって、児童手当法則給付の支給要件に当てはめて、該当する方及び令和4年3月31日までに出生した新生児の児童手当の受給者、この方が支給の対象者となります。支給対象児童ということになるんですが、これはもう生年月日で決められておまして、平成15年4月2日生まれから平成4年3月31日生まれの児童ということになっております。それと今議員がおっしゃいました高校生世代であって、過去に婚姻関係があった方については、基準日で判断をいたします。基準日で、婚姻関係が解消されておれば、尚且つその児童が父母等により養育をされておれば、支給の対象となるということでございます。また、お仕事などをされている高校生世代の方、仮にその方に収入があったとしても、児童手当の本則給付に照らし合わせて、その保護者の方が所得要件等を満たせば、今回の支給対象になるということでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

もうちょっと青年擬制のとは、ちょっと納得できませんけど、何らかの指針か指導なりの連絡でそういうふうな条件が成立しているんだろうなというふうな理解をさせていただいて、さらにその、これ保護者は、保護者というふうな表現でいいと思うんですけど、所得制限が何かありましたよね。ちょっと詳しい金額をもう一度確認したいんですけど。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 芝野 英和君

今回の給付につきましては、児童手当の本則給付の所得要件に照らし合わせて給付をされる。これも全て迅速に給付をするという国の考えで、そのような方法をとられております。報道等で、収入960万の所得要件というふうな形で申されておりましたが、この960万と申しますのは、給与収入の場合960万であれば、扶養親族等の数が3人であれば、給与収入960万がその収入の制限ということでございます。所得に直しますと、736万円。扶養家族3人いれば、所得736万が制限となります。その扶養が減れば、例えば2人になると、所得は698万。収入になおしますと、917万8,000円。扶養人数が1人ですと、所得が660万、収入に直すと875万6,000円。扶養家族がゼロということになると、所得622万収入額が833万3,000円ということになりま

すので、960万なくても、扶養人数によって所得制限が下がるっていうのが児童手当の仕組みでございます。これを使って、今回の給付金が支払われるっていうことになっております。以上です。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

はい。今回の議案は、国の言う、その子育てに対する支援金、子育て世帯に対する支援金10万円のうちの、その現金給付に当たる5万円ということでありまして、そもそもこれ国から予算が5万円分しか来てないんだと思うんですけど、これ残りの5万円分はいずれ来るんだと思いますが、どうして1本で来てないんですか。1つの政策に対して何で分けているのかっていうのがちょっと理解できないんですが。おそらく国の都合かもしれないんで、その辺何か情報等があれば。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 芝野 英和君

はい。この給付金については10万円相当の給付を行うということにされまして、まず5万円については、現金で支払うとされております。その5万円の現金を支払う場合、中学生以下、もう既に児童手当等支払っているその中学生以下については、コロナ予算の予備費で賄うと。高校生世代については、今国会行われておりますが、その補正予算で対応するというところでございます。あわせて残りの5万円、報道等でご存じだと思うんですけども、クーポンなどを支給する。この予算につきましても、現在の国会で審議をされておりますので、先行給付、この5万円については、中学生については年内支給を目指してという国を指導に基づきまして、本町でもそのように対応をしておるところでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

昨日の記者会で、松野官房長官がこれは全額現金の給付も可能であると。地方自治体の実情に応じて、可能であるということを示されているんですね。これについて、いろいろマスコミでも言われているように、このクーポン券と半々にすることによって、967億円も事務費、経費が増加するというので、かなり反対意見も出ているんですが、鞍手町としては国の方針どおりということなんではないでしょうか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 芝野 英和君

はい、お答えいたします。私も昨日の官房長官の記者会見の内容を見させていただきましたが、その内容を見る限り、国が当初から言っていた説明どおりの内容でありまして、何ら変わっているところはないというふうに認識をしております。と言いますのも、国は先行して5万円の給付をするけども、特別の事情があって6月までにクーポン券の支給ができない場合は、現金で支払ってもいい。言い換えれば地域の実情に応じて、それが不可能であれば、現金5万円の給付を行っていいっていうところは、もう当初から言っておりました。今のところ、そのクーポン券の給付について、国からのそういう情報等がまだ乏しい状態にありますので、現在、鞍手町ではどうするかっていうところまで決定するには至っておりません。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

と言いますのが、まだ今対象になっておりませんこの9頁にあるところの事務費が333万4,0

000円ですか、これが事務費の補助になっていると思うんですけど、一本化できればこの333万4,000円が浮いてくるっていうか、ほかの用途に使えるのかとちょっと思うんですが、そういうことはあまり考えてないんですかね。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 芝野 英和君

はい、お答えいたします。9頁に上げています事務費補助金の333万4,000円に関しましては、5万円の給付、現金給付に係る事務費でございますので、クーポン給付に係る事務費につきましては、この予算では計上しておりません。以上でございます。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑はありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

報道等で全額現金でもよいというような話も出ている中で、別の自治体ではもう年内に10万円先行的に給付すると決めた首長もおられるわけで、先ほどの課長の説明では、クーポンが行き渡らないとか、そういう特別な事情がある場合は、今後全額現金給付でも、というような自治体の実情に応じてそういうことができるという国の方針が変わってないということですが、状況を見れば変わってくるんじゃないだろうかという気もします。

とすれば、クーポン券を優先するよりも、やっぱり現金でいただいたほうが、いただく方としてはそれはもううれしいし、そちらの方が早いと思うんですね。例えば今回5万円を先行して、中学生以下の児童手当支給要件満たしてある方は、5万円を先行して年内に給付すると。

とすれば、もう口座番号とかも町は把握しているわけで、例えば町の方針として、全額やっぱり現金で給付するというふうになった場合に、その部分については後からでも、またその振り込むだけで済むんじゃないだろうかという気もするわけですが、これはもう、町長の考え一つになってくると思うんですね。現金給付にするかどうか。まだ確定はしていませんけども、今後やっぱり現金給付でもよいと、自治体の裁量によってそういうことをすることもできるというふうになった場合は、そのマイナポイントがどうのこうのとかクーポンがどうのこうのとかいう話よりも、やっぱり現金で、スッと渡したほうが1番すんなりいくんじゃないだろうかというふうに思いますけども、町長の考えを教えていただきたい。

○議長 星 正彦君

町長

○町長 岡崎 邦博君

先ほど課長が答弁したとおり、自治体によってはそれぞれの事情によって、現金給付でもいいというような答弁、国の考え方でもあります。ただ、しかしながらまだ補正予算の今審議中でもありますし、今後おそらく国のほうからいろいろアナウンスが出てくるんじゃないかなというふうにも考えています。先ほど課長が答弁したとおり、まだ庁舎内で、こうしようというような方針は決まっておられません、今後国の方針がアナウンスとして出た時点で、現金給付ですということも1つの方法としてはあるかなというふうには思います。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。

これで、歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。8頁をお開きください。15款 国庫支出金について、8頁から9頁まで質疑ありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第93号は、総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第93号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第94号 令和3年度鞍手町一般会計補正予算第7号を議題とします。

まず、歳出より質疑を受けます。補正予算に関する説明書の18頁をお開きください。2款 総務費及び3款 民生費について、18頁から27頁まで質疑ありませんか。

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

19頁。総務課庶務管財係財産管理費委託料が2点出ていますが、これの内容等を教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

はい、お答えいたします。今回委託料を補正させていただいております。で、不動産鑑定委託料といたしましては、当初49万5,000円の当初予算を計上させていただいておりますけれども、旧保育所2箇所の鑑定を行って、42万9,000円を執行しております。残が6万6,000円となっておりますので、今後、鑑定等が発生することがあるかもしれませんので、15万円を追加をさせていただいております。それから、登記業務委託料につきましても、旧西川第一保育所及び剣第一保育所の建物の登記を行っております。その執行をいたしましたので西川保育所分が44万5,500円。それから旧剣保育所分が36万3,000円、合わせまして80万8,500円となりますのでこの追加を行っているところでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

はい、不動産鑑定委託料は今後発生するかもしれないということでこれはまだ資金用途等は決まっていなくてということで理解させていただきます。次の登記業務委託料についてもそういうふうな理解でいいのかなと。これ両方ともそういう理解でいいんですか。それか今後使う予定、どちらか使う予定があつて云々ということであれば、私ちょっと今マスク越したんで、課長の最後の言葉尻がよく聞き取れなかったんですけど、今後発生するおそれがあるから、追加予算として計上している。使う予定はないかもしれないといった予算なのか。その辺をちょっともう一度、はっきりと。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

はい、まず不動産鑑定委託料につきましては当初予算で49万5,000円を計上しておりました。そのうちの、42万9,000円を使いましたので、今後の不動産鑑定等が発生することがあった場合に備えて、これは追加するものでございます。それから、登記業務委託料につきましては、これからこの部分を登記をするというところでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

同じ頁のふるさと納税なんですが、この委託料の内容を教えてください。

○議長 星 正彦君
政策推進課長。

○政策推進課長 高橋 奈美江君

はい、お答えいたします。ふるさと納税の委託料につきましては、ふるさと納税の返礼品を各サイトに掲載する際の委託料というふうな形になります。以上です。

○議長 星 正彦君
有働議員。

○8番 有働 徳仁君

この委託料って、2, 800万ぐらい

○議長 星 正彦君
政策推進課長。

○政策推進課長 高橋 奈美江君

はい、ふるさと納税の委託料につきましては、鞍手町のほうが現在ふるさとチョイス、さとふる、ふるさとプラス、楽天のほうにふるさと納税の応募をかけております。その際の委託料というのが大体5%から12%ということで、各自治体、同じものになりますので、妥当な数字ではあると考えております。以上です。

○議長 星 正彦君
有働議員。

○8番 有働 徳仁君

その下のふるさと応援基金、積立基金なんですが、この内容とこの金額は全体の何%を積立てされているのかというのを教えてください。

○議長 星 正彦君
政策推進課長。

○政策推進課長 高橋 奈美江君

はい、お答えいたします。ふるさと応援基金積立金につきましては、今回2億5, 000万円の寄附額を見込んでおりますので、そのうちの50%を積立てるというふうな形で考えております。以上です。

○議長 星 正彦君
有働議員。

○8番 有働 徳仁君

これ前回も一般質問させてもらったんですが、7区分あると思います。その中で縛りがない部分というのがあると思うんですが、その縛りがない部分は今後どういう感じで、使うっていうか、今後どうしていくかっていうのを、考えがあればお聞かせください。

○議長 星 正彦君
政策推進課長。

○政策推進課長 高橋 奈美江君

はい。お答えいたします。基金に積立てた分につきましては、一旦基金に積立て、その翌年度に事業に充当するというふうな考え方でございますが、確かに寄附をされた方が、使途区分を指定されますので、そういった事業に充てていきたいとは考えておりますが、今後の財政状況を考えながら、有利な、すいません失礼しました。必要な財源に、事業に充てていくというふうな形で考えております。以上です。

○議長 星 正彦君
有働議員

○8番 有働 徳仁君

この積立基金の1億2,500万っていうのは今後どういった形で7区分分配して使っていくのかっていうのは、今後考えていくということの理解でよろしいでしょうか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 高橋 奈美江君

はい、そのとおりでございます。基金の積立てに行った部分の1月1日から12月31日までの翌年の事業にどういうふうな形で使っていけばいいかというところで整理をさせていただいております。以上です。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。

添田議員。

○1番 添田 政勝君

25頁の障害児支援。提案説明にありますけども、当初はどのくらい想定していて今回どのくらい件数が増えたのか教えてください。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 芝野 英和君

はい、お答えいたします。当初この障害児通所給付費につきましては、児童発達支援で52名の590日を見込んでおりましたが、増加傾向にあるということで、69名の699日分、また放課後デイサービスにつきましては、当初129名1,904日分予算を計上しておりましたが、増加傾向にあり176名2,382日分、さらに障害児の相談サービスにつきましては当初31件で予算要求しておりましたが、増加が見込まれ、49件を見込んで合計682万1,000円を追加しておるところでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

21頁の電算管理費のところですが、その情報システム管理費の地方公共団体情報システム機構負担金と。これマイナンバーカードのことだと思いますが、具体的にはどういうふうな内容で何件とかいうようなこともあると思いますが、見込まれてのことなんですか。お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

はい。これは令和3年度の個人番号通知、個人番号カード関連事務費の負担金となっております。以上です。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。

次に進みます。4款 衛生費から8款 土木費について、26頁から31頁まで質疑ありませんか。

○議長 星 正彦君

野口議員。

○2番 野口 美恵子君

予防接種業務委託料というのがありますが、これは新型コロナウイルスワクチンの3回目と理解してよろしいでしょうか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

今回補正させていただいています3, 219万3, 000円につきましては、2月、3月分というところで、今年の7月末までに接種された方が7, 489名ほどおられます。その方々の分の接種料というところと、今国のほうが5歳から11歳の方についても、各自治体においては予算措置の準備をとるところまで通知がきておりますので、その両方合わせたところで今回の補正、接種料として接種した医療機関に払う委託料として補正させていただいております。以上です。

○2番 野口 美恵子君

時期はいつごろで、会場は確保されているのか教えてください。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

この3回目接種が始まるということで国のほうから方針が示されまして、年明けから今年度医療機関に1回目2回目接種をしていただきました。改めてくらす病院をはじめとする町内の5医療機関について、3回目接種の意向等の確認に参りまして、現在のところスケジュール的には2月下旬ぐらいから町内の5医療機関、合わせて土曜日、日曜日におきましては、集団接種の会場を設けるようところで準備を進めております。以上です。

○議長 星 正彦君

ほかにありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

同じところです。2月3月分のワクチン接種の予算として7, 489名全員分っていいんでしょうか。それと、5歳から11歳の方も予算の中に入っているということなんですが、対象者がどのくらいあって、そのうちの何人ぐらいを予算として見込んでいるのか教えてください。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

はい。一応今回3回目の接種については、今のところ原則8か月を。2回目接種して8か月後ということなので、3月末までに接種の対象となる方については、先ほど言いました7, 469名になります。一応、その方々が全員打たれたというところで考えております。それから5歳から11歳につきましては、11月末の対象者数が848名、5歳から11歳学年齢の方がおられます。その方々が約半数、合わせて430名程度、打たれたとしたらということで、試算して3, 200万。合計で今回の補正額にしております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

3回目接種については納得しますが、5歳から11歳の部分についてですね、対象者848名。なかなか弱年齢の方にワクチン接種というのも、保護者自身がちょっと抵抗感じたりとかいうこともあって、約半分ぐらいのニーズにしているのかなという思いもあります。接種の方法として、おそらく学校での集団接種とかいう形には絶対ならないというふうに思いますけれども、接種方法というのはやっぱり個別の接種という形になるんでしょうか。量は同じなのか、若干少ないのかとかいうのもあると思うので、例えば同じ医療機関で、それが差があるとすればそういったことが間違えないようにということもあると思うんですね。その辺はよく熟慮されて、本当に気をつけてしていただき

たいと思います。その辺どういうシステムを考えてあるのかっていうのを教えてください。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

はい、5歳から11歳の接種につきましては、直轄2市2町でも1度、この接種体制の準備をという話があった後に、担当者とWeb会議をしております。その中で、今年度12歳学年の方々をするときに、町内には小児科の診療所なり医院がございません。それですら病院に、小児科の常勤の医師がおられますので、本町としては小児科の医師の先生にご相談して、やはり12歳学年から中学生世代については、初めてのコロナワクチンということで、慎重にいきましょうということで、個別での接種ということで、先ほど宇田川議員がおっしゃいましたように、集団接種は行っておりません。この5歳から11歳につきましても、2市2町で話したときにはですね、鞍手町、それから小竹町については、小児科の先生が少ないというところがございますので、私のほうからと小竹町さんのほうからも、直方市さん、あるいは宮若市さんにある小児科医院に、直轄2市2町での広域の接種を検討していただきたいという申入れは現在しております。ただ具体的に、まだ準備だけを予算の準備等をしてっていう通知だけが、10月の月にまいておりますけれども、それ以降今の段階で5歳から11歳についての接種については具体的な通知が何もあっておりませんので、一応今回予算の確保だけということで補正予算を上げさせていただいております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

はい、わかりました。十分考えられてやってあるということは理解しました。そして、一般のコロナワクチンの接種の場所と、5歳から11歳までの方の接種場所とはもう完全に分けて考えてあるということで、確認ですけどもそれでよろしいですね。

○議長 星 正彦君

保健健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

はい、一応18歳以上の方については、2回目接種のときは、くらで病院、それから町内ほかの4医療機関の先生方に接種していただいておりますので、その方々にお願いするというところでございます。それから、今回3回目はもう18歳以上ということで今なっておりますので、仮に5歳から11歳が始まれば、当然もう小児科の先生が自ら接種されるというふうな話で伺っておりますので、接種日、それから接種の時間は、きっちり18歳以上なりと分けた形での接種ということを考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。

次に進みます。9款 消防費から10款 教育費について、32頁から39頁まで質疑ありませんか。

野口議員。

○2番 野口 美恵子君

37頁 体育総合施設管理費ですが、提案説明には、体育総合施設管理費として町民グラウンドと新くらで病院との間にある法面の防草工事費として500万とされていますけども、くらで病院の負担はないということでしょうか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

はい、野口議員が言われましたところにつきましては、ちょうど町民グラウンドの敷地内ということでございますので、教育課が実施するということになっております。以上です。

○議長 星 正彦君

野口議員。

○2番 野口 美恵子君

防草工事費500万ということですが、詳細がわかりましたら。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

はい、お答えいたします。これにつきましては、町民グラウンドとくらべて病院の駐車場の間の法面なんですけど、約200mに亘りまして、施行するということになっております。施工方法としましては、のり面上部のほうに空洞ブロックを設けまして、その上に今草が生えたり、木の根っこがある所につきましては除草して、そこに碎石を置いて、上に張りコンクリートを置くということで、行う予定にしております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

まず、同じところなんですけれども、結構500万円っていうのはちょっと大きな数字だなと。200mあって、ちょっとやりにくい部分でもありますけれども、同時にその法面のところのすぐ上に金網フェンスがありますけれども、そのフェンス、グラウンドに入ってすぐの所に防球ネットを新しくつけてありますよね。その間も、若干草が生えているんで、どうせなら一緒にしたらどうなのかと。除草工事もされてあるでしょうけれども、防球ネット張ったばかりで、草刈り機でちょっと切れたりとかいうこともあるかもしれませんから、どうせなら一緒にその防草工事もすれば、今後管理費等もだいぶ浮いてくるんじゃないだろうかというふうに思うわけなんですけど、その辺はどうでしょうか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

宇田川議員がおっしゃるとおりで防球ネットのところにつきましても、草が生えている状況でございます。今回につきましては、予算としては、今申しましたフェンスと、駐車場の間ということを立てておりますので、今回につきましては実施ということで、今、宇田川議員がおっしゃいましたことは今後の検討課題ということでさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

33頁 教育費の小学校の統合に向けた在り方検討委員会の関係ですけれども、検討委員会があるたびに、回覧版でその中身が回ってきます。だけども、1組で1枚なんでさっと目を通したらもう次に回さないといけないんですよ。小学校の在り方っていうのは、今後やっぱり全町民的な議論をしていかないといけないというふうに思うわけで。とするなら、そういった資料は、全戸配布なり、回覧版のときに1枚ずつ取ってもらうとかいうことも必要なんじゃないだろうかというふうに思うわけなんですけども、その辺どうなんでしょうか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

現在のところですが、在り方検討委員会につきましては、検討委員会があるたびに、議員がおっしゃいましたように、回覧版でお知らせしているところでございます。それとあわせて、町のホームページのほうでも回覧版とその会議で使用いたしました資料につきましては、ご提示させていただいております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。

添田議員。

○1番 添田 政勝君

はい。同じ小学校の統合に向けた在り方検討委員会ですが、これ期間はいつまで。今年度で終わるような感じですか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

在り方検討委員会につきましては、今年度発足したものでございまして、今第3回が終わりまして、明後日、第4回を予定しております。期間につきましては、今年度の中で方向性を出したいと思っておりますが、これは検討委員の皆様方のご意見を集約するということがございますので、それがもしかしたら、検討内容によっては長くなるかもしれませんので、そういうことで考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

添田議員。

○1番 添田 政勝君

はい。そしたら次年度になるとなったときには、メンバーも変更があるということですか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

この検討委員会の委員につきましては、学校のほうから、各小学校のPTA、中学校のPTA、あと幼稚園、保育園、認定こども園のほうから中心に15名の委員になっていただいております。この委員につきましては、今年度お願いしていることですが、PTA代表ということで、PTA会長ということではなくてPTA代表ということで聞いておりますので、そこは学校のほうで、PTA会の中でご審議していただいて、引き続きしていただくことも可能かと思っております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑はありませんか。有働議員。

○8番 有働 徳仁君

今の点でちょっと1点お聞きしたいんですけど、PTA全体でっていうところで、もしその委員会を、お子さんが小学校6年生とか中学校3年生でPTAやめます。そういった方が出てきた場合にちゃんと引継ぎが行われるんですか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

もちろん今年度は、PTAの中で、役員の中で、今回たまたま会長さんということでやられておりますが、これは十分PTAの役員の中で引継ぎをやっていくようお願いしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。8頁をお開きください。

歳入は一括して質疑をお受けします。8頁から17頁について質疑ありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

15頁 先ほど歳出のほうに出ましたけども、ふるさと寄附金が2億5,000万円を予定されてあるようですが、この根拠を教えてください。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 高橋 奈美江君

はい、お答えいたします。現在ふるさと納税の寄附金は、12月5日現在で2億7,000万円に達しております。今後も、年末に向けて、一段と寄附が増えることが想定されるため、2億5,000万を追加させていただいております。以上です。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。これで、歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

31頁なんですけど、土木費工事費100万円というのがあるんですが、これは当初予算がどれぐらい残っているか教えてください。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 柴田 隆臣君

はい、お答えいたします。当初予算をいただきまして執行のほうは、353万ほど予算の支出を執行しております。予算残のほうは、今現在27万2,000円というふうになっている状況でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

先ほど27万円っておっしゃっていたんですが、その100万円の補正と合わせて127万円だと思うんですけど、僕はもう少しこれ予算づけ、100万円。専門じゃないので道路工事がどれぐらいっていうのがちょっと僕ははっきりわからないんですが、127万円って個人的にはちょっと少ないかなと思います。もう少し足してもいいんじゃないかなと思うんですが。これ災害があった場合とかそういった何か大きな事があった場合って、この予算内でやるってお考えなのかお聞かせください。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 柴田 隆臣君

はい、お答えをいたします。緊急的な突発的ですね、災害等の対応につきましては、別途、予算科目がございます。災害費のほうで対応することになります。この予算では対応はいたしません。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第94号は、総務文教委員会に付託したいと思っております。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第94号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。次に、日程第7 議案第95号 令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑ありませんか。

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

11頁等で、予算の追加、一般保険者診療報酬給付並びに一般被保険者現金給付というのが追加処置されていますが、これ追加処置された根本的な理由を教えてください。

○議長 星 正彦君

保健健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

はい、お答えいたします。この一般保険者の診療報酬の給付費でございますけれども、例年当初予算につきましては、大体前年度の給付費に、給付費の伸び率、それからその年度の被保険者数を乗じて見込むものでございます。今年度の当初予算では、月額平均といたしまして、9,229万2,000円。12月分ということで、11億750万4,000円を当初予算で歳出として上げさせていただいておりました。ところが、3月診療分から8月の診療分までの実績で、平均で9,328万2,110円の実績の額になっております。そうしたことから、今後9月診療分以降2月の診療分まで、残りの残額ではちょっと心もとないというところで、今回この一般被保険者の診療報酬給付費につきましては、6,700万ほどの補正をさせていただいているところでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

そうしますと例年よりも、受診者というのか、そういう対象者が増えた。もしくは、その1人にかかる金額が増えたのか、その辺はどのように分析されていますか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

はい、昨年度から新型コロナウイルス感染症が流行りまして、令和2年度当初の4月5月6月期には、確かに診療報酬の給付費は、例年に比べたら低い水準で行きました。3ヶ月は。ただ、あとの7月以降につきましては、大体例年並みでいっております。令和元年度と2年度の決算額を比較しましたところ、実は令和2年度のほうも若干、この医療費はかかっております。今年度につきましても、先ほど申しましたように、若干毎月の診療報酬の給付費が上がっているわけですが、人数といたしましては、そんなに増えてはない。言ったら、若干軽症よりも、重症化されて病院にかかっている傾向があるのかなということで、担当課のほうでは分析しております。以上です。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

そうするとやはり医療的な保険料ですから、当然その医療費として、考えていくっていうところが1番の大前提だと思いますけど、医療として充実させるっていうのも一つだし、地域医療を発展させていくっていうのも一つだと思いますし、対象者の健康維持っていうのも大きく取上げて、目を向けていかなきゃいけないんじゃないかなと思いますけど、その辺はどのようにお考えですか。もし考えがあれば教えてください。

○議長 星 正彦君

保健健康課長。

○保険康課長 梶栗 恭輔君

はい、町民の方の健康については当然、原課といたしまして、きちっと見守っていく必要があるというところで、先ほども申しましたように、昨年度につきましては、検診等も若干、検診を受ける方が減少傾向であっております。今年度につきましても、やっぱりその辺はきちっと対策をしながら、なるべく集団検診、あるいは特定健診等を受けていただくように、そこは受診の勧奨等も含めて、やっておるところです。その結果、本町におきましては過去からですね、糖尿病とか高血圧の方の患者さんが多いわけですがけれども、若干なりともデータを見れば、少しずつそういった検診とか、そういった部分でそういう患者さんの数も重症化する前に、治療に当たられているというふうなところも、データとしては見受けられますので、今後もそういったことで保険者なりを中心にですね、国保加入者、住民の方を含めてですけど、そういった健康づくりには、努めていきたいというふうには考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第95号は、民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第95号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。次に、日程第8 議案第96号 令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第96号は、民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第96号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。次に、日程第9、議案第97号、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和3年度固定資産税の課税免除を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第97号は、総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第97号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。次に、日程第10 議案第98号 庁舎等建設事業鞍手町庁舎等建設地造成工事請負契約の締結を議題とします。

質疑ありませんか。

○1番 添田 政勝君

添田議員。

新庁舎建設、全体の建設費は現在どのようになっているのか。どのくらい、何ていうかまた今回の契約で全体の何%ぐらいになるのか教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

庁舎等の建設事業費といたしましては、先般よりこの計画の53億2,100万というのが、この数字からは、まだ変わってはおりません。

○議長 星 正彦君

ちょっと答弁整理しますので、休憩します。

休憩 14時00分

再開 14時02分

会議を再開します。ただいまの質問につきましては、議会最終日に、新庁舎建設特別委員会がありますので、その際に報告をさせていただきたいということで、了解していただきたいと思いがいいですか。

○総務課長 三戸 公則君

はい、すいません。今議長がおっしゃいましたように、ちょっと積算を、積み上げないといけませんので、その時間がちょっとかかりますので、特別委員会のほうでご報告をさせていただきたいと思いをすいません。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第98号は、総務文教委員会に付託したいと思いをすいません。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第98号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。次に、日程第11 議案第99号 庁舎等建設事業鞍手町庁舎等建設地造成工事2工区請負契約の締結を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第99号は、総務文教委員会に付託したいと思いをすいません。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第99号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。この際、休会についてお諮りいたします。明日9日から13日までの5日間は、委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、明日9日から13日までの5日間は、委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれをもって散会します。

閉会 14時05分